

# 職員給与等調査 特別委員会レポート

令和2年9月23日から令和4年11月14日までの計11回の調査の経過を第9回定例会において報告しました。  
※内容は要約されています。報告書の全文はホームページでご覧になれます。

## 職員給与等の算定等の誤りについて

### ―調査期間―

委員会は、令和2年9月23日から令和4年11月14日まで、計11回開催。

## 中間報告以降についての調査

### ―調査実施の経緯―

町及び職員組合等から、職員給与等の算定等の誤りの事案についての経過の事実関係を確認し、以後の労使間の協議の推移を確認するため、調査終了とはせず、令和3年第2回定例会の中で中間報告を行った。

中間報告以降、町及び職員組合双方の考え方に動きは見られなかったが、令和4年10月4日に、職員側から町に対して、給与の不支給分の一部の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されたことが明らかとなり、令和4年10月12日の全員協議会

において、専決処分を行った補正予算の説明の中で、令和4年9月27日に釧路地方裁判所帯広支部から呼び出し状などが送付され、本町に対して町職員5名から、損害賠償請求に係る訴えの提訴がなされた旨の説明がされたことから、同日に特別委員会を開催し、改めて、中間報告以降の町と職員組合との協議経過について調査することを確認した。

### ―調査内容―

令和4年10月17日に、副町長及び総務課職員の出席を得て、中間報告を行った令和3年3月以降の町と職員組合の協議経過について説明を受けた。

### 【令和3年12月22日】

例年実施している賃金と労働条件に関する統一要求に係る団体交渉の最後に、組合側から初任給の關係で継続していた部分の状況確認を求められ、町としては初任給の当初

の格付けに誤りがないとの考えに変わりないと回答。組合の主張と合わず、継続して協議の確認を行い、町側から一方的な打ち切りはしないと説明した。

### 【令和4年3月29日】

春闘団体交渉に係る統一要求回答内容の確認協議の際に、組合側から給与の問題についてどちらの主張が正しいのか、判断を第三者に委ねるため、訴訟について検討しているとの話があった。

### ―職員組合への確認―

町から、中間報告以降の組合との協議経過の説明を受けて、令和4年10月17日に、内容について認識の相違がないか、2名の組合執行委員に対して委員長から口頭で確認した。

確認の結果、令和3年12月22日の団体交渉からの協議において、①町としては初任給の当初の格付けに誤りがないとの考

えに変わりないとの認識であること。②双方の主張が合わず、継続して協議を行い、町側から一方的な打ち切りはしないこと。③組合側から給与の問題についてどちらの主張が正しいのか、判断を第三者に委ねるため、訴訟について検討しているとの話があったこと。の3点について認識が一致していた。ただ、②の確認について組合側では、令和4年2月3日に行ったとの認識が示された。

### ―調査を受けた対応―

町からの調査と職員組合への確認を経て、令和4年10月18日に委員会を開催し、特別委員会の対応について協議を行った。中間報告までの調査により、経過は概ね確認でき、更なる実態の把握や、問題点の指摘と原因の究明、町民への説明責任を果たすための議論を深め、必要に応じて進めることにしていたが、今

### ―結び―

本委員会としては、調査の結果に基づく結論を導き出すことが出来なかったが、司法の判断に基づいて初任給決定等の信頼が確保され、職員が安心して職務に向き合うことにより、住民サービスの向上につながる環境が確立されることを期待し、調査報告とする。

